

平成 15 年 9 月 25 日

監査委員会懇談会

日本監査役協会

委員会等設置会社運営状況アンケート集約結果報告

日本監査役協会の会員の委員会等設置会社移行会社に 移行後の委員会運営の状況・方向についてアンケートを実施。

- ・調査依頼日6月19日から20日に依頼 回答7月20日～8月上旬の間で集約
- ・日立・野村証券グループ子会社については7月20日依頼し8月上旬回答集約
- ・アンケート対象会社;協会会員で委員会等設置会社へ移行した会社

回答会社数/依頼会社数

親・独立会社群	15社/21社
日立グループ子会社群	13/17
野村証券グループ子会社群	14/14
合計	42/52

親・独立会社群(日立・野村ホールディングスを含む)の中には外国資本傘下の子会社も含んでおり、日立・野村等の子会社群グループとの違いが必ずしも明確ではない部分もあるが、グループとしての統一した考え方で移行した会社群として区分し、グループごとにアンケート回答を集計整理した。委員会制運営に於ける各会社群の工夫を垣間見ることができる。

親・独立会社群について

社外取締役の職業・出身については商法の規定の緩やかさに関わらず米国の上場基準も意識し独立性に配慮した選任が行われている。その一方 60%の会社が監査委員会に常勤の委員を置いている。

日立グループ子会社群について

上場子会社に対するグループとしての経営方針の統一性強化が狙いとしてあり、親会社出身の社外取締役の比率が高い、が方や独立性の強い取締役強化の動きもある。

すべての会社が常勤の監査委員を置いている。

野村証券グループ子会社群について

野村ホールディングス 100%子会社からなるグループであり、親・中核会社から派遣された幹部従業員が子会社の社外取締役になっている。また中核会社の内部監査部門がグループ全体をカバーしグループ一体となった機動的な経営管理体制を指向。従って個別子会社毎に監査委員会に常勤をおく会社は少ない。但し、親の委員会も非常勤のみで構成されているが非執行常勤取締役を置き監査委員を補佐している。

親・独立会社群アンケート結果

総括

. 社外取締役の取り込み方について

1. 移行した会社は社外取締役の導入が進んでいた会社が多い
移行前から社外取締役がいた会社は 11 社 / 15 社中 (73%)
全会員会社を対象に行った第三回のネットアンケート H15.8.25 (以下第三回アンケート) では社外取締役がいた会社は総会前 52%であった。
2. 取締役総数は委員会等設置会社移行前後で大きな変化ない (11.0 人 10.9 人) が
移行後社外取締役が取締役総数に占める比率は 43.6%までアップ。
社外比率が 50%以上の会社が 5 社 / 15 (33%)
取締役の中に占める執行役兼務取締役は 43% (4.3 / 11.0 人)
3. 移行前に執行役員制を採用していた会社の比率は 60% (9 / 15 社) と高い。
第三回アンケート総会前 32%
4. 社外取締役の職業については親会社・取引先経営者が大幅に減少し、会社とは独立した経営者と弁護士が大幅増。

. 委員会運営について

1. 監査委員会の構成については
常勤の監査委員をおく会社が 9 社 / 15 社 (60%) ある。
2. 委員会の委員長については
指名・報酬・監査委員会とも半数以上の会社で社外取締役を委員長にしている。
3. ほとんどの会社について三委員会です社外取締役約二名重複

. 委員会事務局、特に監査委員会事務局については

監査委員会に固有の事務局を持つ会社が 10 社 / 13 社 (77%) 3 社は三委員会共通の事務局を持っており (無回答 2 社) 回答のあったすべての会社で事務局を持っている。

第三回アンケート では監査役専属スタッフがいる会社の比率 12%
兼務スタッフがいる会社 34%
専属も兼務もない会社 57%であった。

. 内部監査部門と監査委員会との関係について

1. 内部監査部門がある会社 13 社 / 15 (87%)。
第三回アンケート内部監査部門がある会社 (総会前) 54%
2. 内部監査部門への指示命令権があるとする会社は 10 社 / 13 社 (無回答 2 社)
人事同意権があるとする会社は 6 社 / 13 社 (無回答 2 社)

以上、委員会等設置会社に移行した親・独立会社については、商法改正の枠組みの中で趣旨に沿った運用を夫々の会社の実情に合わせて行っていることがうかがわれる。特に社外取締役の職業・出身については、商法の規定の緩やかさに関わらず独立性に配慮した選任が行われている。

アンケート質問毎の結果.

1. 取締役人数・取締役構成(平均)

取締役人数・取締役構成(平均)	(人)		社外比率
	総数	内.社外	
取締役人数	11.0 人	4.8 人	43.6%
執行役人数	15.5 人	0.0 人	
(内 取締役兼務者数)	4.3 人	0.0 人	取締役中兼務者比率 39% (4.3/11.0)
執行役員人数	5.1 人	0.0 人	執行役員制を残す会社 3 社
取締役等総数	27.4 人		

↑

委員会等設置会社移行前	(人)		社外比率
	総数	内.社外	
取締役人数	10.9 人	2.1 人	19.6%
執行役員人数	14.5 人	0.0 人	執行役員制度を採用していた会社 9 社
(内 取締役兼務者数)	0.0 人	0.0 人	
監査役人数	3.8 人	1.9 人	49.1%
取締役等総数	29.2 人		

移行した会社は移行前から社外取締役の取り込みが進んでいる会社が多い

- ・移行前から社外取締役がいた会社 11 社 (73.3%)
 - H15.8.25 第三回ネットアンケートでは 総会前で 51.6%)
- ・15 社中 5 社(約 33%)が 50%以上の社外比率
- ・取締役に占める社外取締役比率は 43.6%と移行前の 19.6%から倍増
- ・監査役・執行役員を含む取締役等総数は移行前後で若干の減少

移行前に執行役員制度をとっていた会社は 9 社 / 15 社 (60%) -- 移行後も 3 社 (20%) は継続

第三回アンケート調査では総会前執行役員制度をとっていた会社の比率 9.0%

2. 社外取締役の職業 (平均 人/社)

←

	(人)		(人)		構成比差
	移行後		移行前		
	人数(主たる経歴)	構成比	人数(主たる経歴)	構成比	
1 経営者(独立)	1.53 人	35.4%	0.47 人	21.9%	13.5%
2 経営者(親会社)	0.33 人	7.7%	0.53 人	25.0%	-17.3%
3 経営者(大口取引先)	0.27 人	6.2%	0.27 人	12.5%	-6.3%
4 経営者(金融機関)	0.47 人	10.8%	0.13 人	6.3%	4.5%
5 弁護士	0.67 人	15.4%	0.00 人	0.0%	15.4%
6 公認会計士	0.27 人	6.2%	0.13 人	6.3%	-0.1%
7 大学教授	0.20 人	4.6%	0.13 人	6.3%	-1.6%
8 官庁 OB	0.27 人	6.2%	0.13 人	6.3%	-0.1%
9 司法関係 OB	0.07 人	1.5%	0.00 人	0.0%	1.5%
10 税理士	0.07 人	1.5%	0.00 人	0.0%	1.5%
11 その他	0.20 人	4.6%	0.26 人	12.6%	-9.7%
計	4.33 人	100.0%	2.07 人	100.0%	0.0%

3. 社外取締役と会社との関係

←

	(人)		(人)		構成比差
	移行後		移行前		
	人数(主たる経歴)	構成比	人数(主たる経歴)	構成比	
1 経営トップの個人的知己・友人	0.27 人	6.2%	0.07 人	3.2%	2.9%
2 経営トップの血縁者	0.00 人	0.0%	0.00 人	0.0%	0.0%
3 会社の資本・取引関係	1.07 人	24.6%	0.80 人	38.7%	-14.1%
4 日本経団連等財界活動	0.60 人	13.8%	0.33 人	16.1%	-2.3%
5 学者等著名人(書籍・マスコミ)	0.27 人	6.2%	0.13 人	6.5%	-0.3%
6 日本弁護士連合会等	0.33 人	7.7%	0.07 人	3.2%	4.5%
7 人材派遣業の紹介	0.00 人	0.0%	0.07 人	3.2%	-3.2%
8 その他	1.80 人	41.5%	0.60 人	29.0%	12.5%
計	4.33 人	100.0%	2.07 人	100.0%	0.0%

- ・会社の資本・取引関係のある社外取締役が大幅に減少
- ・経営トップの友人や弁護士等が増加
- ・独立性のある社外監査役からの移行？

であり全体として社外取締役の独立性が強化された傾向が明確

4. 社外取締役がどの委員会メンバーになるかがどの時点で公開されましたか？

1事前プレスリリース	9	56.3%
2株主総会召集通知	0	0.0%
3株主総会	1	6.3%
4総会后(総会後の取締役会后)	6	37.5%
計	16	

事前に公開した会社が約6割総会後の取締役会まで公表しなかった会社が4割と分かれています。

5. 委員会の委員構成

(人)

	総数	内.社外	社外比	内.常勤者	常勤者比率
指名委員会の構成	3.9人	2.7人	69.5%	0.8人	20.3%
報酬委員会の構成	3.9人	2.7人	69.0%	0.8人	20.7%
監査委員会の構成	3.9人	3.0人	76.3%	0.8人	20.3%

委員会総数は 指名委員会について 3人が7社(47%) 4人が2社(13%) 5人が6社(40%) 26.7%

報酬委員会について 3人が8社(53%) 4人が1社(7%) 5人が6社(40%)

監査委員会について 3人が6社(40%) 4人が4社(27%) 5人が5社(33%)

指名、報酬、監査の三委員会の委員総数については三委員会とも同じ員数の会社9社

・監査委員会が他の二つの委員会より多い会社2社、監査委員会が他の二つの委員会より少ない会社1社

・指名委員会が他の二つの委員会より多い会社1社、指名委員会が他の二つの委員会より少ない会社1社

・報酬委員会が他の二つの会社より少ない会社1社

各委員会に共社外比率が過半数である必要があり委員会総数3人の会社は2人、4人の会社は3人、5人の会社は3人となっているが、100%社外で構成する会社が指名委員会で2社(13%)、報酬委員会で2社(13%)監査委員会で5社(33%)あった。

常勤のいる会社の比率	会社数	常勤のいる会社比率	常勤がいる会社の委員会平均人数	常勤者数	委員会の中での常勤者の比率
指名委員会の構成	10社	66.7%	3.9人	1.2人	30.8%
報酬委員会	10社	66.7%	3.9人	1.2人	30.8%
監査委員会の構成	9社	60.0%	3.9人	1.3人	33.3%

各委員会共常勤をおく会社が2/3、常勤者は委員全体で3割をしめる

6. 委員会の委員長・議長は

	指名委員会	構成比	報酬委員会	構成比	監査委員会	構成比
1 社外取締役	8 社	50%	9 社	56%	10 社	63%
2 CEO(代表執行役)	3 社	19%	6 社	38%	0 社	0%
3 会長(取締役会議長)	4 社	25%	3 社	19%	1 社	6%
4 その他	1 社	6%	1 社	6%	5 社	31%
合計	16 社	100%	19 社	119%	16 社	100%

7. 他委員会との重複

	会社数			重複人数(重複がある会社当たり)		
	他委員会との重複(社外)(人)			他委員会との重複(社外)(人)		
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
指名委員会	/	2.0 人	1.6 人	/	13 社	12 社
報酬委員会	2.0 人	/	1.5 人	13 社	/	12 社
監査委員会	1.6 人	1.5 人	/	12 社	12 社	/

監査委員会との報酬・指名委員会との重複がない会社は 3 社のみ、13 社は重複(報酬、指名同時に重複)ほとんどの会社で重複、重複する場合はほぼ 2 人ずつ重複

	会社数			重複人数(重複がある会社当たり)		
	他委員会との重複(社内)(人)			他委員会との重複(社内)(人)		
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
指名委員会	/	1.1 人	0.1 人	/	12 社	1 社
報酬委員会	1.1 人	/	0.0 人	12 社	/	0 社
監査委員会	0.1 人	0.0 人	/	1 社	0 社	/

監査委員会と指名委員会との重複がある会社は 1 社のみ(1 名) 報酬委員会との重複がある会社なし。

指名委員会と報酬委員会の重複がある会社は 12 社。平均 1.4 人

- ・監査委員会と指名委員会との重複がある会社は 1 社のみ(1 名) 報酬委員会との重複がある会社なし。
- ・指名委員会と報酬委員会の重複がある会社は 12 社。平均 1.4 人

8. 委員会間の連携はどうとられますか。

重複回答あり

1取締役会の場を通じて	13社	87%
2委員の兼任によって	10社	67%
3委員会間連絡の場を別途設定	1社	7%
4各委員会出入・陪席自由とする	0社	0%
5委員会規則に定める連携	0社	0%
6その他	2社	13%
計	15社	100.0%

9. 委員会事務局について

委員会事務局の有無・人数	指名委員会		報酬委員会		監査委員会		三委員会共通		指名・報酬共通	
	有無	人数	有無	人数	有無	人数	有無	人数	有無	人数
あり	3社	1.7人/社	3社	2.0人/社	10社	3.0人/社	3社	2.0人/社	4社	1.8人/社
なし	10社		10社		3社		10社		9社	
無回答	2社		2社		2社		2社		2社	

事務局に対する人事同意権が委員会にありますか	指名委員会		報酬委員会		監査委員会		三委員会共通		指名・報酬共通	
	有無	人数	有無	人数	有無	人数	有無	人数	有無	人数
あり	1社		1社		7社		3社		1社	
なし	2社		2社		2社		0社		3社	
無回答					1社		0社			

・監査委員会については 上表で委員会事務局なしとする3社も三委員会共通の事務局は有しており、すべての会社で監査委員会には事務局を有している(無回答二社)。

特に 監査委員会について固有の事務局を持つ会社が10社(67%)あった。

・一方、指名・報酬委員会については、両委員会について事務局なしとする会社10社の中には共通でも事務局がないとする会社が4社あった。

・事務局の人数は 監査委員会では平均3人/社三委員会共通で2人/社

10. 各委員会での委員会運営における議案作成・提出は

	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
1社内委員が作成	3社	2社	3社
2委員会事務局が作成	9社	9社	10社
3その他	0社	1社	0社

・委員会運営における議案作成は事務局主体。

11. 委員会における原案の作成者

指名委員会・・・取締役候補者の原案の作成者を、

報酬委員会・・・取締役・執行役の個人別報酬額の原案の作成者をご記入ください。

	指名委員会	報酬委員会
1社内委員が作成	8社	5社
2委員会事務局が作成	1社	4社
3外部コンサルタントに任せる	0社	1社
4その他	3社	2社
無回答		
計		

・総会議案になる取締役候補者原案については社内委員の作成が大半。

・取締役等の個人別報酬原案については、社内委員と事務局による作成がほぼ半々。

12. 内部監査部門の有無、監査委員会との関係

		内部監査部門人数 平均 19.2人/社					
1	内部監査部門の有無・人数	あり	なし	1～5人	6～10	11～30	31～60
		13社	2社	3社	2社	5社	3社

・大半(約9割)の会社13/15社(87%)内部監査部門を有している。

(2社の内部監査部門がない会社は純粹持ち株会社として?)

・内部監査部門の人数は平均19人/社であるがばらつきが大きい。

・5人以下3社、30人以上6社、最大は60人

2	内部監査部門のトップは?	取締役・執行役	部長職他
		6社	7社

・内部監査部門のトップは取締役・執行役と部長職他とがほぼ半々(6:7/13)

・常勤の監査委員がない会社6社の内取締役・執行役が3部長職が2無回答が1

3	内部監査部門トップとの関係	あり	なし
	監査委員会の指示・命令権の有無	10社	3社
	監査委員会の人事同意権の有無	6社	7社

・内部監査部門への指示命令権のある会社は約8割(10/13)

・人事同意権までであるとする会社は約半分(6/13)

13. 代表訴訟への監査委員会对応マニュアルの有無

		あり	なし	作成予定あり	無回答
1	マニュアルはありますか?	0社	12社	2社	1社

以上